

話題の電子帳簿保存法の改正は、なにが会計事務所に関係するのか？
セブンセンスが捉える電子帳簿保存法の改正とは？

電子帳簿保存法から考える 顧問先のDX（デジタルトラン スフォーメーション）

セブンセンスグループ

CONTENTS

1部 DX型の会計事務所とは？

2部 電子帳簿保存法ってなんだっけ？

3部 電子帳簿保存法に対応したサービスって
どんな状況？

4部 顧問先に電子帳簿保存法に絡めて、
DXツールを簡単に導入する手法は？

セブンセンスグループ紹介

hmr

seventh sense

セブンセンスグループ

セブンセンス税理士法人

セブンセンス社会保険労務士法人

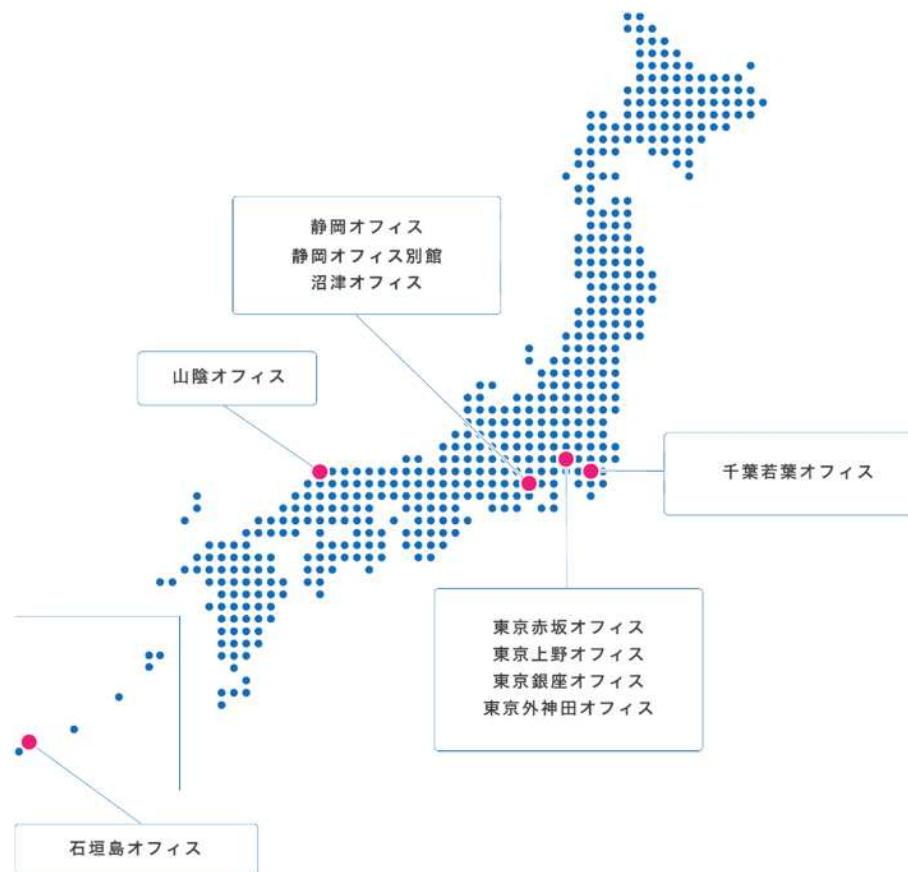
セブンセンス行政書士法人

セブンセンス株式会社

セブンセンスマーケティング株式会社

株式会社アイクス

株式会社東京ビジネスセンター



| | |
|------|--|
| 設立 | 2019年11月1日 |
| 代表者 | 小長谷 康、徐 瑛義 |
| 従業員数 | 186名 ※2021年8月末 |
| 顧客数 | 顧問先2,200件 (法人1,600件、個人600件) 所得税確定申告1,800件/年 ※2020年7月末概算 |

五感 + 第六感 + ユーモアのセンス(7th sense)

セブンセンスグループは、お客様・社員・企業に関わる全ての人々と、働き甲斐のある仕事を通じて、仲良く楽しく幸せな人生を共有するために存在し続ける企業です。

1部

DX型の 会計事務所とは？

セブセンスR&D 株式会社代表取締役
中小企業DX推進研究会 会長
山口 高志



DX会計事務所概要

D X 支援は会計事務所業務と親和性が高い

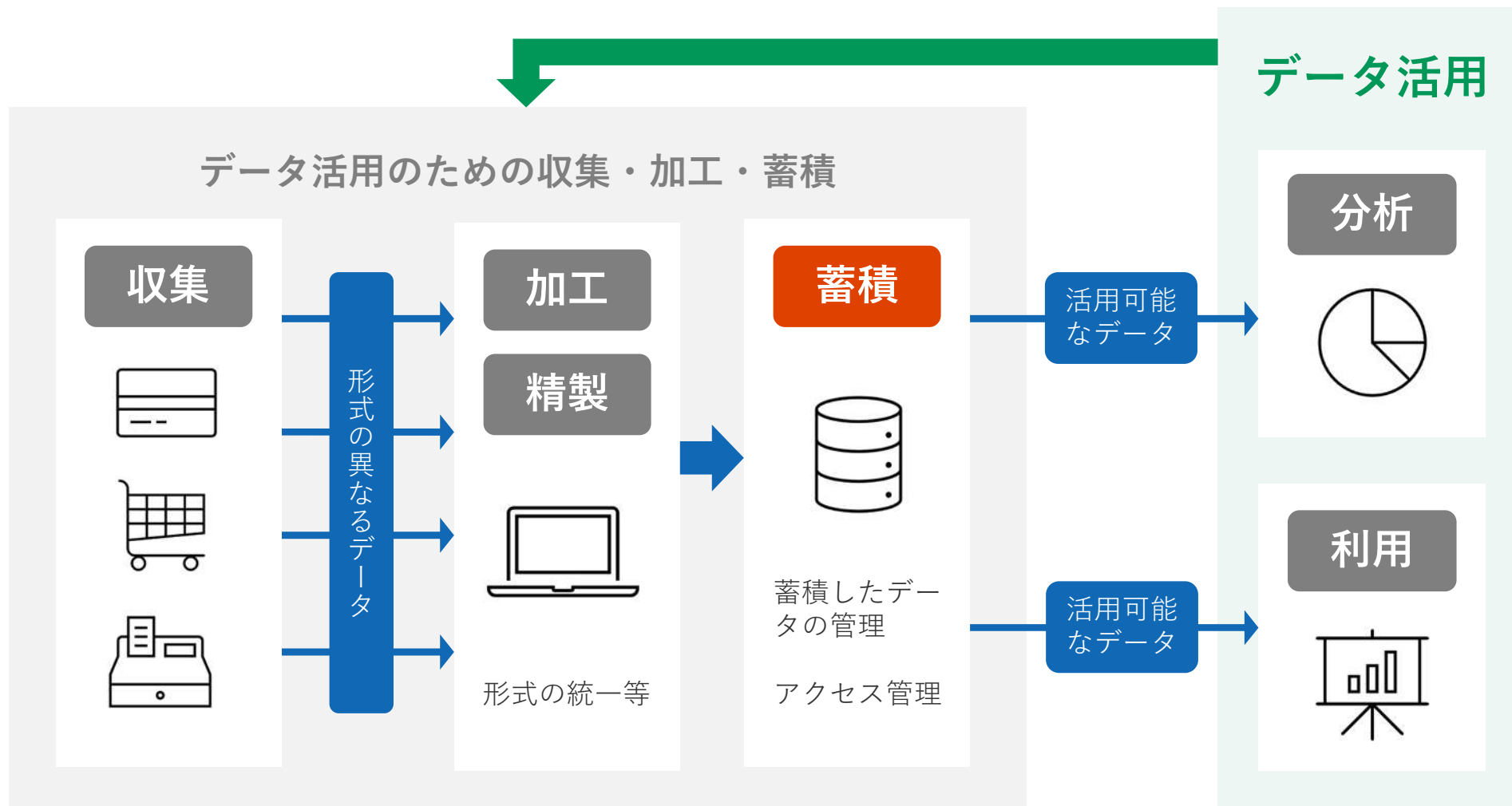


顧問先

中小企業のデジタル化は急務

- ・ 課題分析と解決策を一元的に相談できる事務所があれば安心かつ利便性が良い
- ・ 新しい取引先を探すより、すでに信頼ある会計事務所に頼みたい
- ・ とともに将来のビジネスを歩めることで、さらに信頼できる

会計事務所は「情報加工業」



多くの事務所で労力の8割をデータ蓄積のために割いている

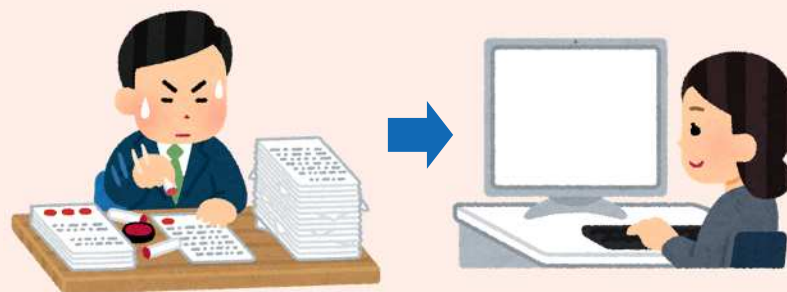
出典：経済産業省ウェブサイト (https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_transformation_kasoku/20201228_report.html)

中小企業のDXはまずどこから？

▶▶ まずはここから

デジタイゼーション

- ・ 紙を電子化して業務効率を上げる
- ・ RPAで業務を自動化する



デジタライゼーション

- ・ スマホからレストランのメニューを注文できる
- ・ 物販をサブスクリプションに



中小企業のDX実現に向けてのステップ

1

紙を減らす

業務効率化、データを残す

2

パッケージ、クラウドの活用

属人的業務を排除、データの管理

3

データの分析と活用

マーケティングへの利用、商品化、コアコンピタンスへ昇華

DX事務所へのステップ

① DXの準備

IT専任担当を採用して、専属で業務のデジタル化を進める

② 紙のDX

ペーパーレスを徹底して、物理的な紙をなくす

③ パソコンのDX

シンクライアントシステムを導入して、場所に囚われない業務環境の構築

④ 業務のDX

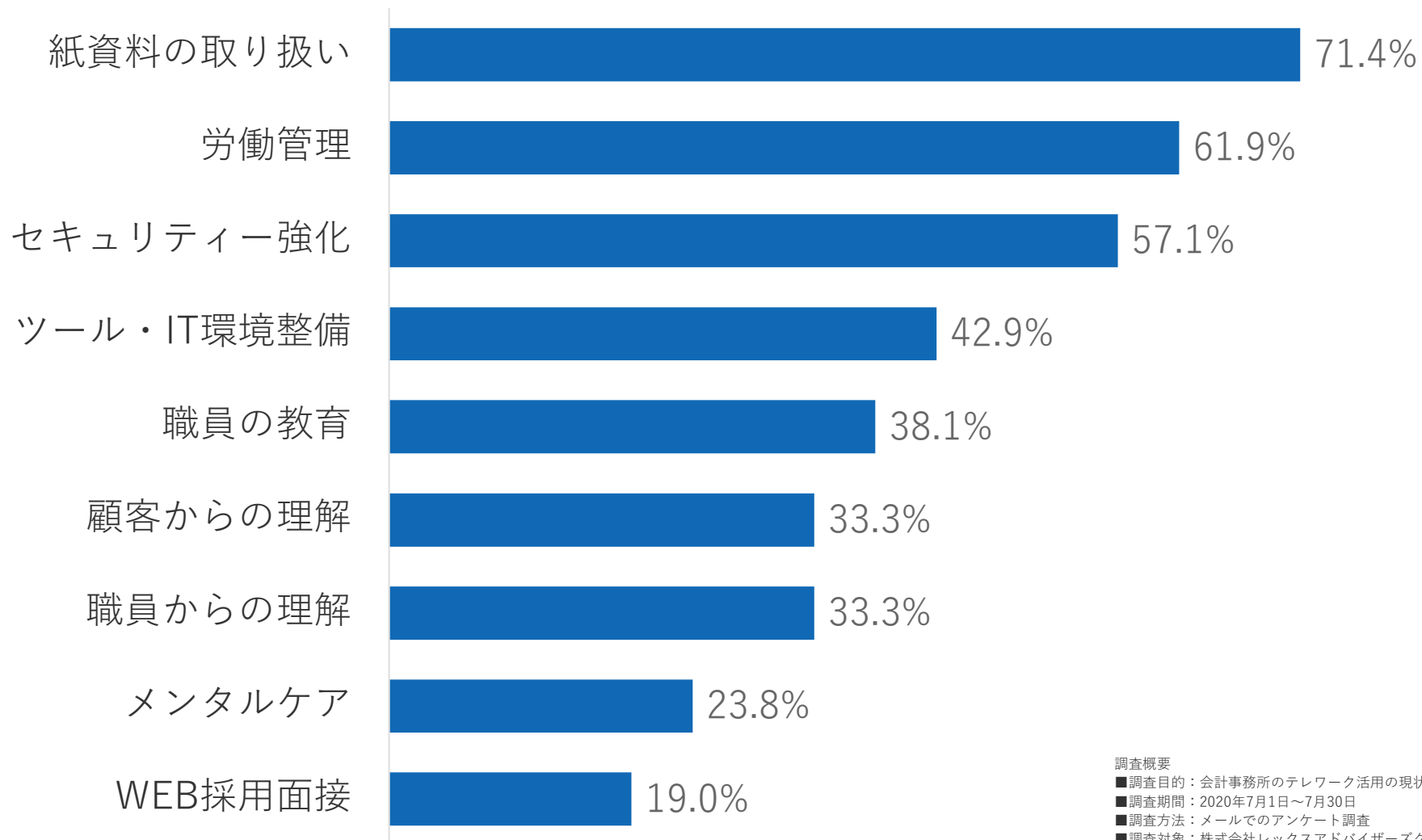
業務の分業・製販分離を進めて、人員の再配置を行い専属業務の種類を増やす

⑤ 顧問先のDX

顧問先のDXを推進して、新しい価値を創造していく

会計事務所 特有の課題の解決になります

テレワーク導入後に感じた課題、改善点に関するアンケート (会計事務所のアンケート)



調査概要

- 調査目的：会計事務所のテレワーク活用の現状と課題について
- 調査期間：2020年7月1日～7月30日
- 調査方法：メールでのアンケート調査
- 調査対象：株式会社レックスアドバイザーズクライアント

2部

電子帳簿保存法って なんだっけ？

セブンセンスR&D 株式会社代表取締役
中小企業DX推進研究会 会長

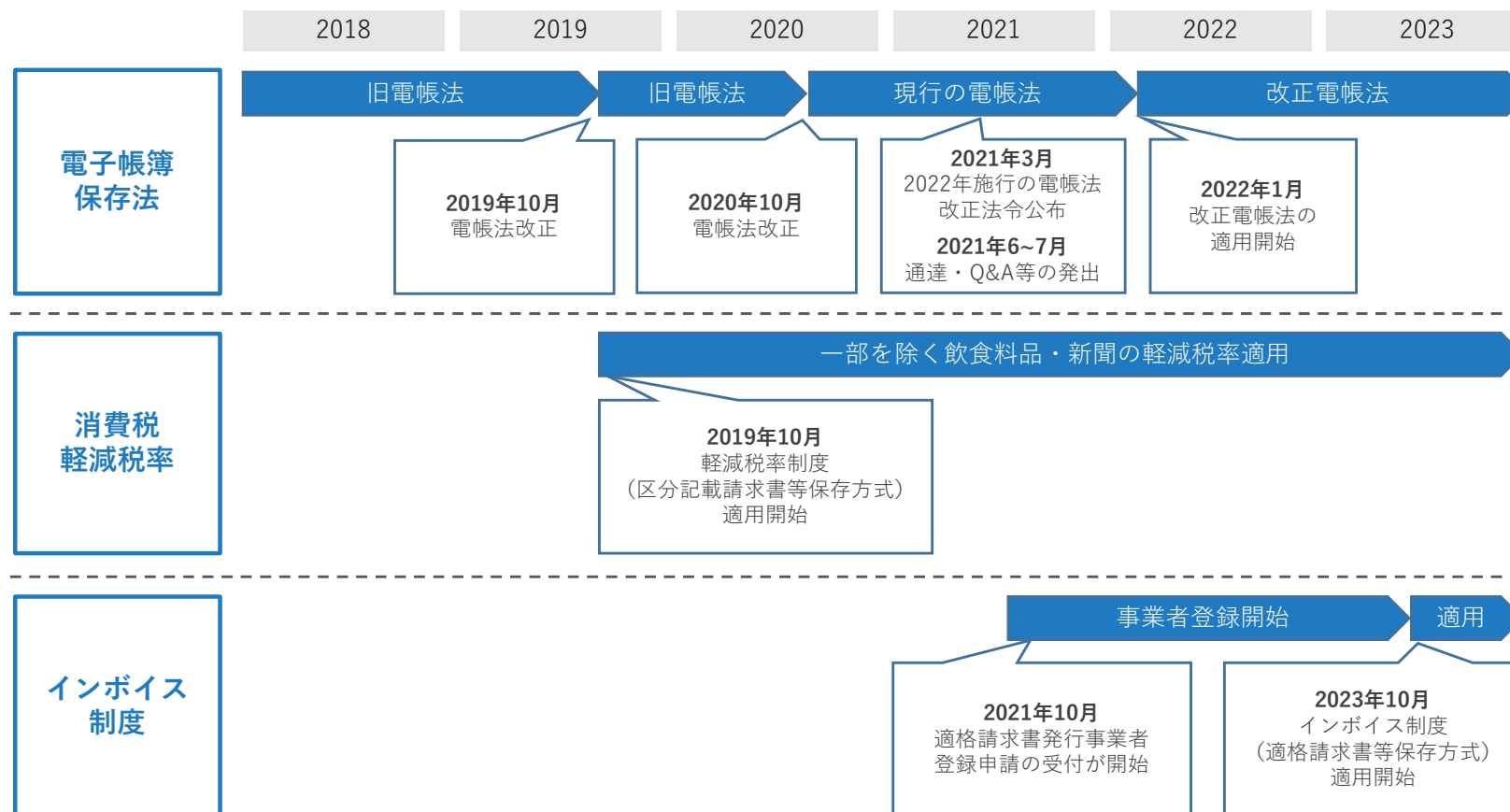
山口 高志



現行および改正後の 電子帳簿保存法概要

領収書・請求書の取扱いに関する主要な改正スケジュール

近年は電帳法の大幅な改正を含め、領収書・請求書の処理に関する法制度改正が目白押しです。



現行の電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法とはパソコンなどを利用して作成する国税関係帳簿書類の電磁的な保存について、国税全般の法律の特例を定めたものであり、主に以下の3つの事項に関して規定しています。

| | 税務署長への事前申請 | 消費税法上の扱い |
|---|------------|-------------------------------|
| ① 国税関係帳簿書類の電子保存を認める | - | - |
| ② 国税関係書類のスキャナ保存・電子化保存*1を認める (紙で受領した請求書を電子データ化して保存) | 必要*2 | 紙原本のまま保管または電帳法に沿った保管で仕入税額控除適用 |
| ③ 電子取引に係る取引情報の保存を義務付ける (PDF等のデータで受領した請求書を適切に保存) | 不要 | 紙に出力保存または電帳法に沿った保管で仕入税額控除適用 |

電帳法の定める要件の下、電子的に領収書や請求書を保存することが可能です。

※1：フロッピーディスクやCD等を通じた電磁的記録保存の方式、マイクロフィルム保存（COM・撮影）が含まれますが、現行の商習慣上利用が少ないため本資料での説明を割愛します。

※2：マイクロフィルム（撮影）では税務署長への申請が不要です。

令和3年度電子帳簿保存法の改正概要

電子帳簿保存法の抜本的改正により、
企業の電子化・ペーパーレス化が大幅に後押しされます。

承認制度の廃止

電帳法4条で規定される国税関係帳簿書類の保存方式の特例の適用に当たり、これまで事前に所轄税務署長の承認が必要であったが、この承認制度を廃止し、一定の要件の下で国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存が可能に

国税関係書類のスキナ保存の要件を緩和

- ・訂正または削除の履歴が残るシステムで保存される場合のタイムスタンプ付与を不要とする
- ・重要な書類の入力期限を「業務サイクル後速やかに入力する」期限に統一
- ・定期検査等の適正事務処理要件を廃止（相互牽制体制、定期的な検査を行う体制、定期的な検査、不備が生じた際の原因究明、再発防止策の規程備付など）
- ・検索項目を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定

電子取引データ保存の要件の緩和と厳格化

- ・電子取引にかかるデータの保存について、書面出力による書面保存は不可
- ・検索項目を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定するとともに、一定の小規模事業者については不要化

罰則規定の追加

- ・国税関係帳簿書類及び電子取引データについて、電帳法の要件に従った保存がされていない場合には、税法上保存義務がある帳簿書類として取り扱わない（仕入税額控除不可など）
- ・スキナ保存及び電子取引データの改ざん等により不正計算がされている場合の重加算税を10%加重に賦課

優良電子帳簿システム*で作成された帳簿データの優遇制度

国税関係帳簿の作成及び保存にあたり、電帳法の要件に従った作成及び保存がされる場合、事前の届け出により、事後の税務調査において当該帳簿の記載事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税を5%減免

※優良電子帳簿システム：電帳法施行規則第3条1項で定められる要件に従って国税関係帳簿を作成可能な電子帳簿システム（特定のクラウド会計ソフトなど）

現行の電子帳簿保存法における帳簿書類の形態別保存方法と申請の要否一覧

現状では、電子取引情報を除き、帳簿書類の電子化保存には税務署長への申請・承認が必要です。

申請不要 申請必要

| 帳簿書類等の区分 | | 該当する書類 | 認められている保存方法 | | | |
|----------|--------|------------------|----------------------|---------------|----------------------------|-------------------------|
| 電子帳簿保存法 | 国税関係書類 | 受領 | 請求書、領収書、契約書、見積書、注文書等 | 紙 (オリジナル) | スキャンした電子データ | |
| | | 発行 (控) | | 紙 (出力*1) | オリジナルの電子データ | 電磁的記録・マイクロフィルム (COM) *2 |
| | | 電子取引*3 情報 | | 紙 (出力) | オリジナルの電子データ | 電磁的記録・マイクロフィルム (COM) *2 |
| | 決算関係書類 | 貸借対照表、損益計算書、棚卸表等 | 紙 (出力*1) | オリジナルの電子データ | 電磁的記録・マイクロフィルム (COM) *2 | |
| | 国税関係帳簿 | 仕訳帳、総勘定元帳、その他帳簿 | 紙 (出力*1) | オリジナルの電子データ*4 | 電磁的記録・マイクロフィルム (COM) *2 *4 | |

※1： 自己が最初から一貫してコンピュータで作成した場合。手書きで作成した場合やその他の場合についてはオリジナルの紙の保存が認められます。

※2： 電磁的記録とは情報それ自体あるいは記録に用いられる媒体のことではなく、フロッピーディスクやCD等を通じて記録保存された電磁的記録を指します。なお、マイクロフィルム（撮影）が一部認められますが、商習慣上利用が少ないため本資料での説明を割愛します。

※3： 取引に関して受領・公布する請求書、領収書等に通常記載される取引情報の授受をEメールやクラウド配信など電磁的方式により行う取引を指します。

※4： 自己が最初から一貫してコンピュータで作成せず、手書きやその他の方法で作成した場合は該当しません。

2022年1月の改正電帳法施行以後の帳簿書類の形態別保存方法と申請の要否一覧

電帳法改正施行以後は、電子取引情報の紙出力保存が不可となる一方、
現行で求められる税務署長への申請・承認が不要となります。

申請不要

申請必要

| 帳簿書類等の区分 | | 該当する書類 | 認められている保存方法 | | | |
|-------------|------------|----------------------|------------------------------|-------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 電子帳簿 保存法 | 国税関係 書類 | 受領 | 請求書、領収書、 契約書、見積書、 注文書等 | 紙 (オリジナル) | スキャンした電子 データ | |
| | | 発行(控) | | 紙 (出力*1) | オリジナルの電子 データ | 電磁的記録・マイ クロフィルム (COM) *2 |
| | | 電子取引*3 情報 | | 紙 (出力保存不可) | オリジナルの電子 データ | 電磁的記録・マイ クロフィルム (COM) *2 |
| | 決算関係書類 | 貸借対照表、損益 計算書、棚卸表等 | 紙 (出力*1) | オリジナルの電子 データ | 電磁的記録・マイ クロフィルム (COM) *2 | |
| | 国税関係帳簿 | 仕訳帳、総勘定元 帳、その他帳簿 | 紙 (出力*1) | オリジナルの電子 データ*4 | 電磁的記録・マイ クロフィルム (COM) *2 *4 | |

※1： 自己が最初から一貫してコンピュータで作成した場合。手書きで作成した場合やその他の場合についてはオリジナルの紙の保存が認められます。

※2： 電磁的記録とは情報それ自体あるいは記録に用いられる媒体のことではなく、フロッピーディスクやCD等を通じて記録保存された電磁的記録を指します。なお、マイクロフィルム（撮影）が一部認められますが、商習慣上利用が少ないため本資料での説明を割愛します。

※3： 取引に関して受領・公布する請求書、領収書等に通常記載される取引情報の授受をEメールやクラウド配信など電磁的方式により行う取引を指します。

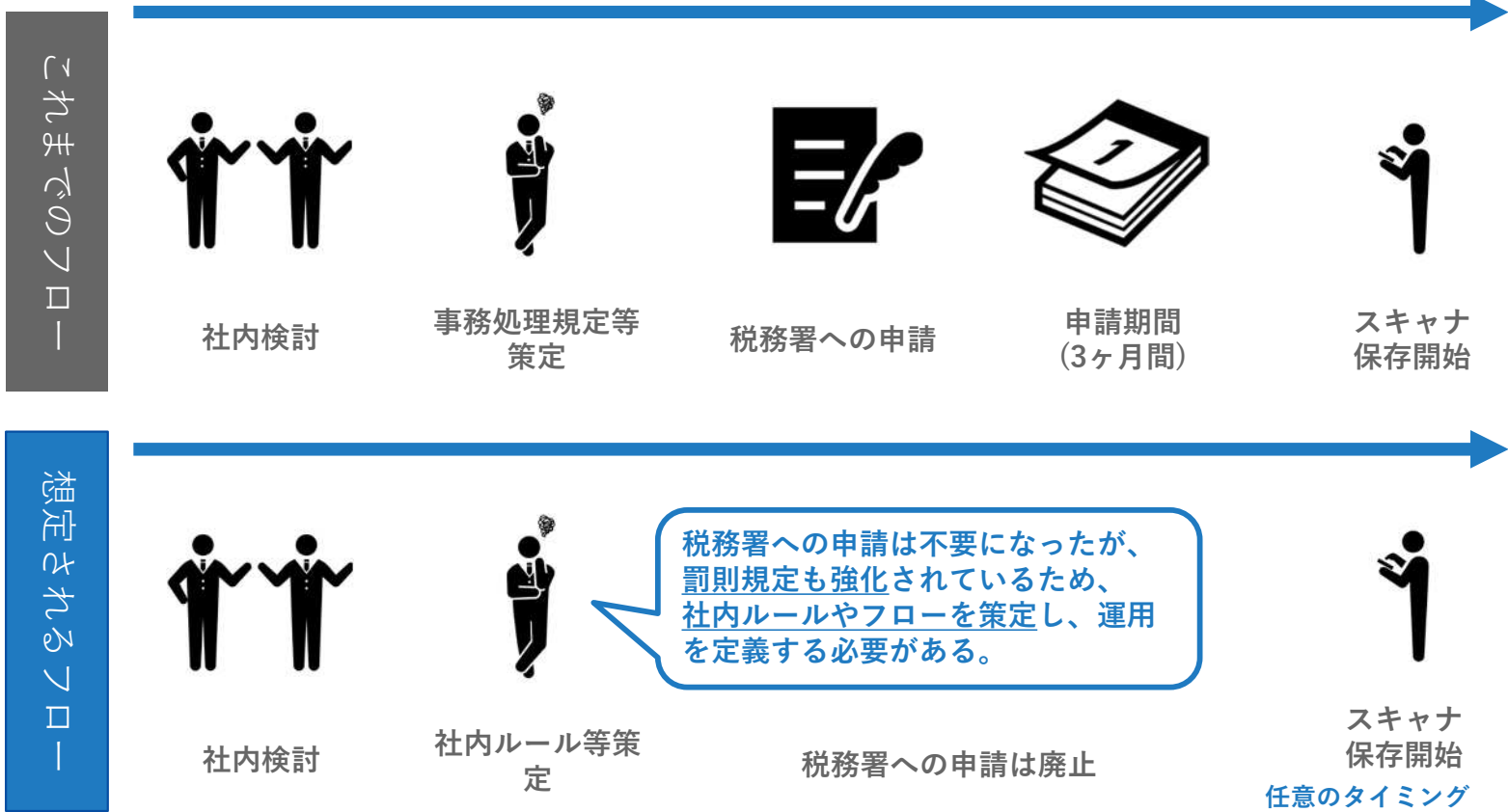
※4： 自己が最初から一貫してコンピュータで作成せず、手書きやその他の方法で作成した場合は該当しません。

承認制度の廃止

電帳法4条で規定される国税関係帳簿書類の保存方式の特例の適用に当たり、これまで事前に所轄税務署長の承認が必要であったが、この承認制度を廃止し、一定の要件の下で国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存が可能に。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>導入希望時期の3ヶ月前までに税務署へ申請書の届け出が必要。申請が承認されるまでの期間は待機が必要で、認められない場合は却下通知が届く。</p> <p>→ 社内で電子化する要件を決定してから半年から1年程度の準備期間が必要。</p> | <p>国が求める基準を満たし、さらに電子帳簿保存法に対応した機能を備えている経費精算システムなどを準備し、社内ルールの策定と周知ができ次第、速やかにスキャナ保存の対応が可能に。</p> <p>→ 申請・承認は不要</p> |

承認制度の廃止



タイムスタンプの廃止

電子化した画像を約2ヶ月以内に訂正削除不可/訂正削除履歴が残るシステムに保存した場合、タイムスタンプは不要になります。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>国税関係書類をスキャナ読み取りした際に、受領者が自署したうえで3営業日以内のタイムスタンプ付与が不可欠。</p> | <p>スキャナ読み取りの際の受領者の署名が不要に。また、タイムスタンプの付与期間が3日から最長2ヶ月以内と大幅変更された。さらに不正防止の策として電子データの修正・削除の履歴に残せるシステムであれば、タイムスタンプの付与に代えられるようになった。</p> |

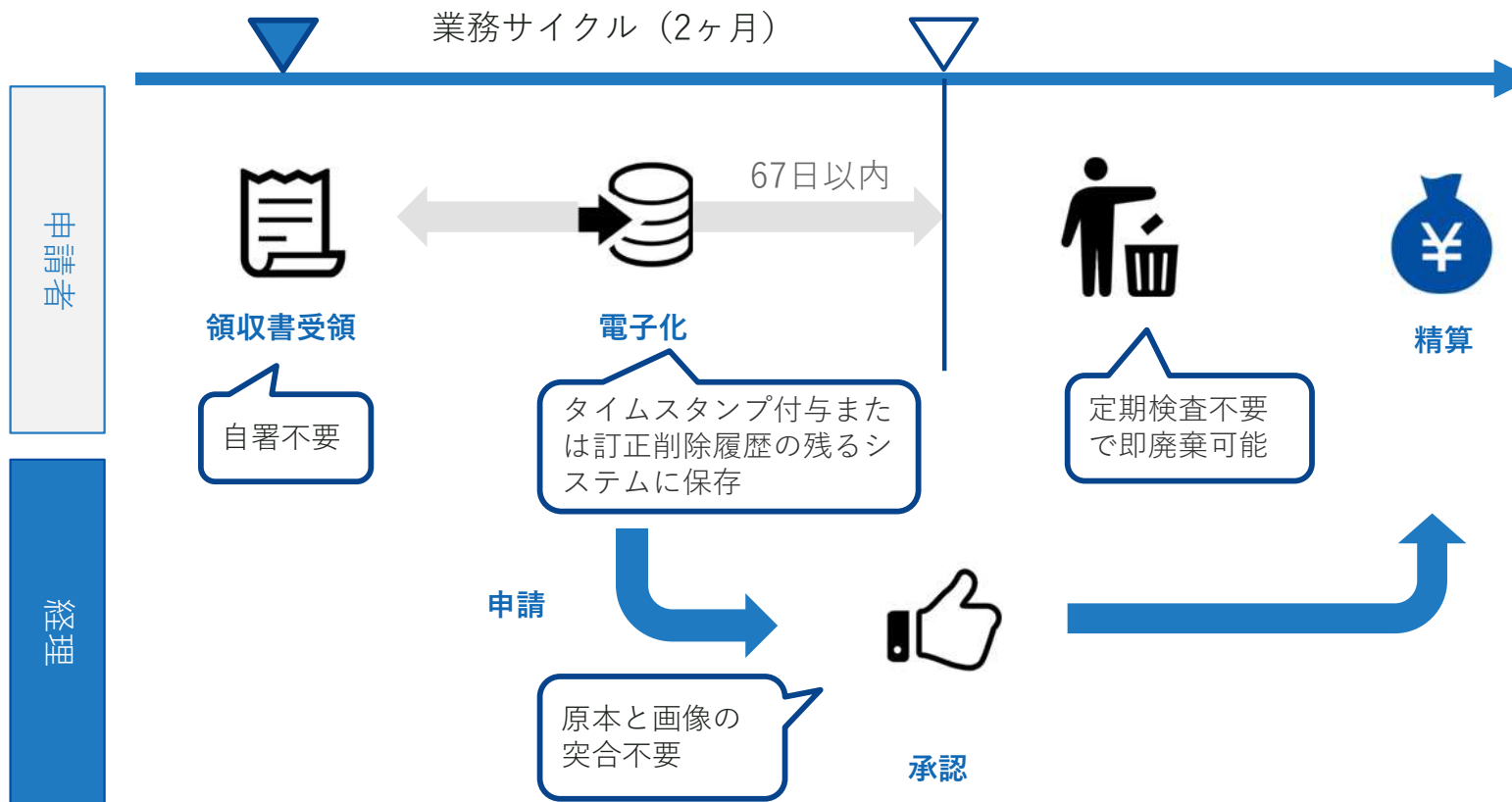
適正事務処理要件の廃止

定期検査等の適正事務処理要件を廃止(相互牽制体制、定期的な検査を行う体制、定期的な検査、不備が生じた際の原因究明、再発防止策の規程備付など)

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>内部統制の一環として定期検査と相互けん制の適正事務処理要件の対応が必須。定期検査では原本とデータの突合作業を行うため、検査実施日まで原本の破棄ができなかった。また、事務処理担当者を相互チェックする意味合いから、2名以上での対応が求められた。</p> | <p>相互けん制、定期的な検査および再発防止策の社内規程整備を行う適正事務処理要件が廃止。定期検査まで保存が必要だった原本は、スキャナ後にすぐに破棄が可能に。また、事務処理における相互けん制に関しても廃止され、1名での対応が認められた。</p> |

タイムスタンプ/適正事務処理要件の廃止

2022年以降の改正電帳法において、原本廃棄までのステップは次のようになることが想定されます。



インボイス制度について

インボイス制度とは、2023年(令和5年)10月1日から開始される、「適格請求書等保存方式」のことです。現在の日本は8%と10%の複数税率ですが、この複数税率に対応したものとして導入される「仕入税額控除」のことを「**適格請求書等保存方式**」と言います。具体的には下記の要件を満たした請求書や納品書を交付・保存する制度です。インボイス制度において買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほかに売手(**登録事業者**)から交付を受けた「**適格請求書等**」の保存が必要となります。そのため消費税を納める多くの課税事業者や免税事業者である個人事業主等に大きな影響があるといわれています。

■ なぜ“大きな影響がある”といわれているのか？

なぜなら、**適格請求書発行事業者には課税事業者しかできない**からです。仕入先に消費税の免税事業者をもつ課税事業者は税額控除額に影響がありますし、免税事業者は今までのように客先に消費税を請求できなくなり**益税がなくなります**。またそもそも適格請求書を発行できない会社(免税事業者等)との取引を避ける会社が増える可能性があります。個人事業主、小規模事業者を中心に制度の開始がビジネスの大きな転換点となってしまう事業者が多く生じることが予想され、早めの対策が重要となっているのです。

インボイス制度の概要～現行制度との違い～

| | 現行制度（区分記載請求書等保存方式） | インボイス制度（適格請求書等保存方式） |
|------------|--|--|
| 請求書等への記載事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 税率ごとの取引額の記載が必要 ・ 登録番号不要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 税率ごとの取引額や税額の記載が必要 ・ 登録番号が必要 |
| 発行できる人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ どの事業所も請求書等を発行可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録された課税事業所だけが適格請求書を発行可能 |
| 発行する人の義務事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態としては義務は無し | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先の要求があった場合、適格請求書を発行する義務および写しを保存する義務がある |
| 仕入税額控除の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の事項を記載した帳簿および請求書の保存が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の事項を記載した帳簿および適格請求書の保存が必要 |
| 税額計算 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 割り戻し計算 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 割り戻し計算および積上げ計算（売上・仕入両方） |

変更点①請求書等への記載事項

インボイス（適格請求書）は「売り手が買い手に対して、適用税率や消費税額等を正確に伝える」ために導入されます。現行の区分記載請求書等との記載事項の違いは次のとおりです。
（下線の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加されます）

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
登録番号（Tプラス13桁の法人番号あるいは13桁の数字）
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

出典：（国税庁）適格請求書等保存方式の概要 - インボイス制度の理解のために -（パンフレット）（令和2年6月）

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

| 日付 | 品名 | 金額 |
|-------|----------|-------------|
| 11/1 | 魚 * | 5,000円 |
| 11/1 | 豚肉 * | 10,000円 |
| 11/2 | タオルセット | 2,000円 |
| | ... | |
| 合計 | 120,000円 | 消費税 11,200円 |
| 8%対象 | 40,000円 | 消費税 3,200円 |
| 10%対象 | 80,000円 | 消費税 8,000円 |

* 軽減税率対象

また、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて**適格簡易請求書**を交付することができます。

変更点①請求書等への記載事項

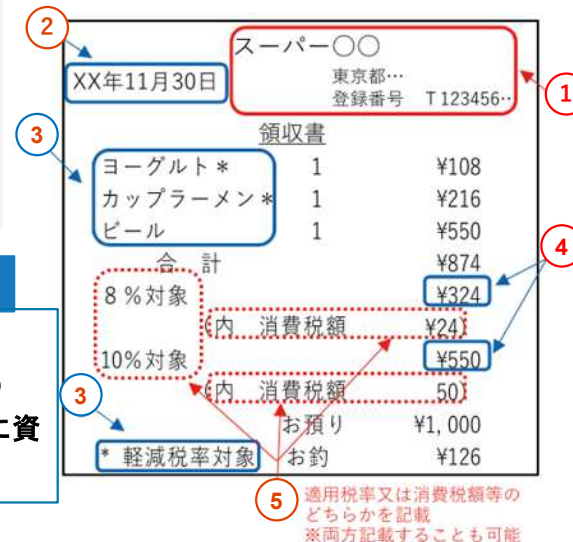
■ 適格簡易請求書とは？

適格簡易請求書はいわゆる「レシート」です。適格簡易請求書では「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載は必要ではありません。（下線の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加されます）

- ① 適格請求書等発行事業者の氏名又は名称及び登録番号（Tプラス13桁の法人番号あるいは13桁の数字）
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は税率ごとに1回ずつ）

適格簡易請求書を発行できる事業

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 小売業 ● 飲食店業 ● 写真業 ● 旅行業 | <ul style="list-style-type: none"> ● タクシー業 ● 駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限りです） ● その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業 |
|---|--|



出典：（国税庁）適格請求書等保存方式の概要 -インボイス制度の理解のために-（パンフレット）（令和2年6月）

適格簡易請求書についても、その交付に代えて、**記載事項に係る電磁的記録（電子レシート等）**を提供することができます。その際、提供を受けた電磁的記録は電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要となります。

変更点②発行できる人

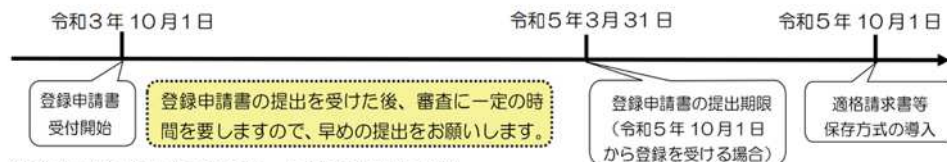
インボイス制度において**適格請求書**を発行できるのは**登録事業者**のみとなります。

登録申請の流れを確認してみましょう。

- STEP 1** 消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となる（※**免税事業者**の場合）
- STEP 2** 適格請求書発行事業者の登録申請書を納税地の**税務署**に提出して審査を受ける
- STEP 3** 税務署が事業者登録簿に登録し**国税庁サイト**で、**事業者名・登録番号・登録年月日・所在地**などが公開される
- STEP 4** 許可がおりた会社に書面で**登録番号**を記載した**通知**が税務署から届く

《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**令和5年10月1日**から登録を受けるためには、原則として、**令和5年3月31日まで**（ただし、**困難な事情**^(注)がある場合には、令和5年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



(注)「困難な事情」については、その程度は問いません。

出典：（国税庁）消費税軽減税率制度の手引き（パンフレット）（令和2年8月）

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 登録年月日
- ③ 法人の場合（人格のない社団等を除く）は、本店又は主たる事務所の所在地
- ④ 特定国外事業者以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

変更点②発行できる人

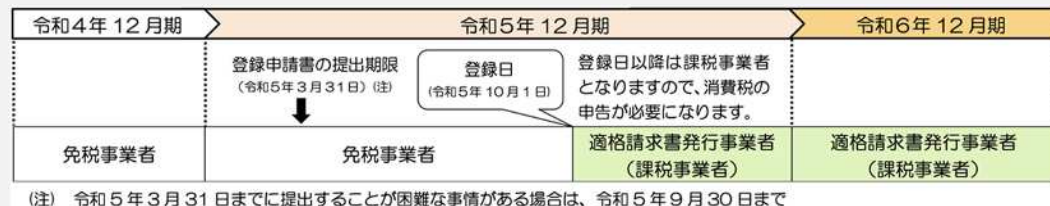
■ 免税事業者向けの経過措置

前ページで確認したとおり適格請求書発行事業者の登録申請期間は令和3年10月1日から令和5年3月31日までですが、免税事業者は課税事業者になる「**消費税課税事業者選択届出書**」を提出することから始めなければなりません。そのため免税事業者については令和5年10月1日の属する課税期間については、**課税事業者選択届出書**を提出しなくても、登録事業者になることができるという経過措置が設定されています。

(1) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合(経過措置の適用を受ける場合)

(例) 12月決算の法人で、令和5年10月1日から登録を受ける場合

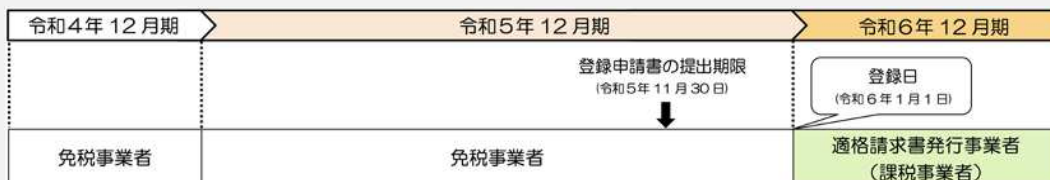
※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は**必要ありません**。また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。



(2) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

(例) 12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。



出典：(国税庁) 適格請求書発行事業者の申請から登録まで

変更点③発行する人（登録事業者）の義務

インボイス制度が導入されると適格請求書を発行する登録事業者には、**適格請求書を発行する義務**が生じます。区分記載請求書よりも登録番号や適用税率、税率ごとの消費税額など記載事項が増えるため、請求書発行業務の事務負担が増えてしまうことが予想されます。

ただし、例外的に以下に挙げるようなバス・鉄道などの公共交通機関の3万円未満の利用料や卸売市場の受託販売、協同組合を通じた委託販売取引などは**適格請求書を交付することが困難な取引として認められており、適格請求書の交付義務が免除**されます。

適格請求書の 交付義務が 免除される取引

- 1) 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
 - 3万円未満のものに限ります
- 2) 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
 - 出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります
- 3) 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
 - 無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります
- 4) 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
 - 3万円未満のものに限ります
- 5) 郵便切手を対価とする郵便サービス
 - 郵便ポストに差し出されたものに限ります

出典：（国税庁）消費税の消費のあらまし（令和2年6月）

変更点④仕入税額控除の要件

「**仕入税額控除**」を受けるには**一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書の保存**が要件となります。
ここではまず、仕入税額控除とは何か、を確認していきましょう。

仕入税額控除とは？

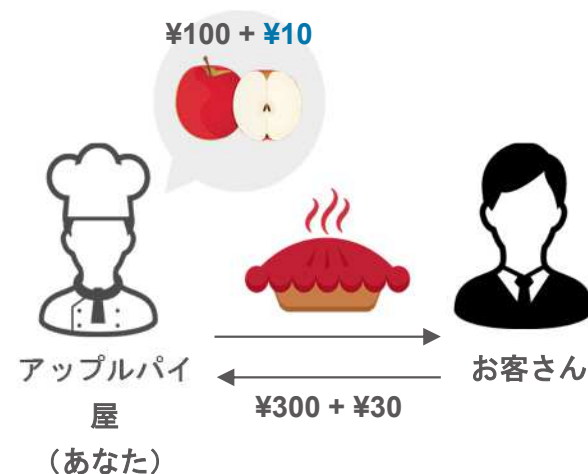
仕入税額控除は、消費税の計算の基本で、決して難しいものではありません。
例えば、あなたのお店で**リンゴをスーパーで100円で購入**したとしましょう。

すると、**10円の消費税（10%）**が発生します。その後、あなたのお店で
そのリンゴを加工して、**アップルパイを作って300円で売った**とします。
すると、今度はそれを買った人に**30円の消費税（10%）**が発生します。

仕入税額控除とは、**リンゴを仕入れた際に発生した消費税10円のこと**で、
売上に係った消費税30円から差し引くことのできる性質のものになります。

ちなみに、売上に係った消費税30円から仕入税額控除10円を差し引いた
差額20円が、消費税として国に納付するべき税金になります。

仕入税額控除がなければ、**仕入れの時にあなたが払った消費税と、お客さんが
アップルパイを買った時に払った消費税の両方が税金になる「二重課税」の
状態になってしまうのです。**



売上に係る預り消費税（¥30）-仕入れに係る支払消費税
（仕入税額控除¥10）
＝消費税の納税額（今回は¥20）

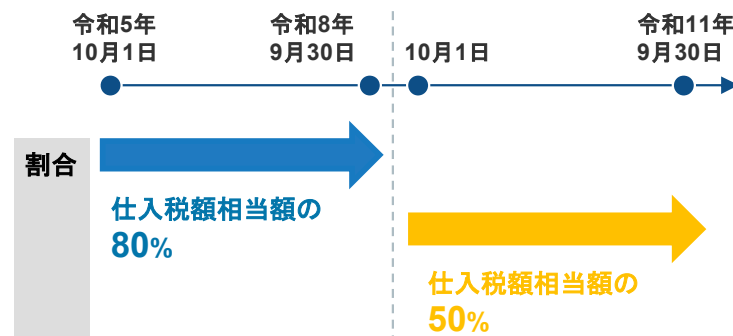
変更点④仕入税額控除の要件

インボイス制度の下では、一部の例外を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。なお帳簿の記載事項は現行の区分記載請求書等保存方式と変更はありません。

保存が必要となる請求書等の範囲

- ① **適格請求書**又は**適格簡易請求書**
- ② 仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①から③の書類に係る**重磁的記録**

また、免税事業者等からの課税仕入れについては経過措置が設けられています。**区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合**には、右表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



変更点⑤税額計算

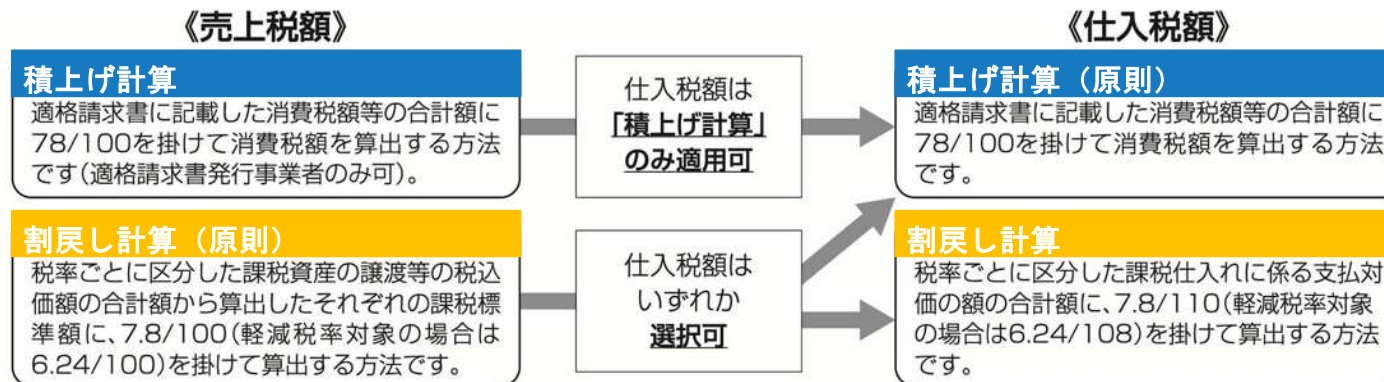
インボイス制度では、消費税の計算方法を次の2つから選択することができるようになります。

積上げ計算

- 適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法です
- 適格請求書に記載した消費税額の合計額に78/100をかけて消費税額を算出します
- 売上と仕入のどちらも積上げ計算方式を採用しなければならず、片方だけの選択は認められていません
- 積上げ計算は**適格請求書発行事業者のみ**が選択可能
- 基本は**割戻し計算が原則**です

割戻し計算

- 適用税率ごとの取引総額を割戻して計算する方法です
- 売上については税率ごとに区分して算出した課税標準額に7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）をかけて割戻し計算で算出します
- 仕入については「割戻し計算」と「積上げ計算」のどちらかを選択できます
- 売上が割戻し計算、仕入が積上げ計算という選択も可能です



出典：（国税庁）消費税のあらまし（令和2年6月）

事業や取引への影響は？

■ 課税事業者の場合

課税事業者においてはインボイス制度開始時の注意点は**自社の仕入先との調整**が主になります。

自社においても**適格請求書発行事業者の登録手続**や自社発行の請求書に**適格請求書発行事業者の登録番号を印字する**必要がありますが、経理部内や請求書発行システムで対応できる内容ですので社内調整をして進められます。

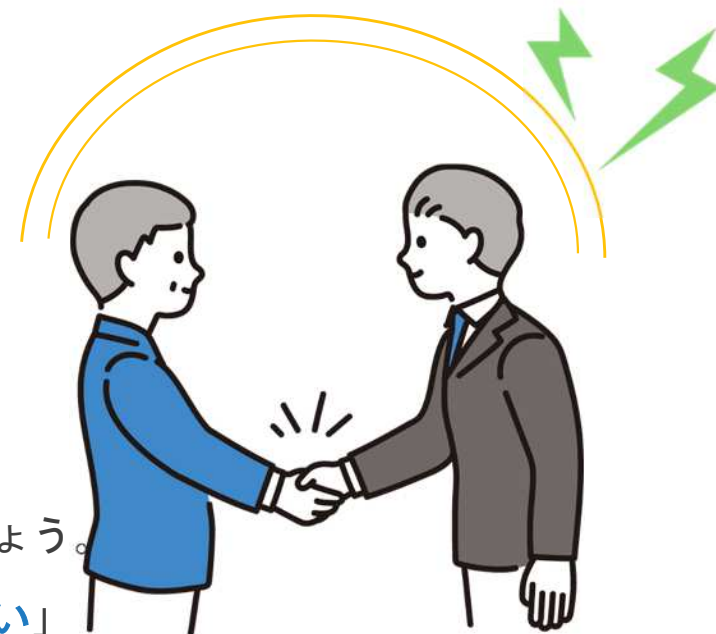
問題は**仕入先**の方です。

仕入先の**登録番号**を仕入先コードに連動させるなどが想定され、登録番号を管理できるようにシステムの仕様変更をしたり、掛買いの仕入先に登録番号の届出を依頼しなければなりません。

特に仕入先が免税事業者の場合は**控除額の適正な管理**

（国税庁が作成する名簿で登録番号の有無を確認、そのうえで免税事業者であることをデータベース等で管理、経過措置期間中の80%控除、50%控除の管理等）が課題となるでしょう。

管理負担の重さから場合によっては「**課税事業者としか取引をしない**」という方針をとる事業者も出てくるかもしれません。



事業や取引への影響は？

■ 免税事業者の場合

免税事業者は**益税（消費者が事業者を支払った消費税の一部が、納税されずに事業者の利益となってしまうこと）**がなくなる可能性が高く、前述したとおりインボイス制度開始後は免税事業者とは取引しない方針の課税事業者もいると思われるため、今までの取引先を守れるかという死活問題になる可能性があります。

免税事業者であるために大口の取引先を失うくらいなら課税事業者になった方がよいかもしれませんが、課税事業者で消費税を納めれば赤字になるという免税事業者もいます。中小企業者を対象に、消費税の税額計算の負担を軽くするため設けられた**簡易課税制度**を活用するなどして消費税の納税額を減らす対策をすることも一つです。簡易課税制度は仕入れを支払い金額ではなく割合で計算する制度で仕入れが少ないほど大きなメリットがあります。

簡易課税制度とは？

前々年度の課税売上高が5,000万円以下の事業者が利用でき、課税売上高から仕入税額控除の計算をすることができる制度。適用を受けるには「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を適用を受けようとする**課税期間の初日の前日までに**納税地の所轄税務署長に提出しなければいけません。

ただし、簡易課税制度は一度を選択すると**2年間継続**した後でなければ取りやめることができません。
大きな設備投資を予定している場合は消費税の還付が受けられない可能性がありますので注意しましょう。

経理業務への影響

■ 区分記載、区分経理など事務処理の負担が継続

区分記載、区分経理は2019年10月の軽減税率導入によって開始されましたが、**インボイス制度が開始しても引き続き区分記載、区分経理に対応**していかなければなりません。

加えて国税庁が作成する名簿をもとにした適格請求書等発行事業者の管理、登録番号の管理、免税事業者向けの経過措置中は控除額の管理など、新たな事務負担が発生することが予想されます。

■ インボイス制度に対応した体制構築の負担

インボイス制度に対応するため、使用している会計ソフトの仕様変更や新規導入などの負担、また、業務フロー自体の見直しが必要となるケースもあるでしょう。請求書発行はシステムの仕様変更やマスタ更新等で対応できたとしても、適格請求書等を受け取る際（**自社が仕入**を行う場合）は、上述した**管理項目の増加**が予想されますし、自社が使用している取引先のマスタ情報と国税庁が作成する名簿との**突合作業**なども発生するかもしれません。

また、取引先マスタや請求書やレシート等に記載された社名・店名等が名簿に記載された情報と異なった場合は**修正対応**も必要となります。



まとめ

- 新・電子帳簿保存法まとめ

- ・ 税務関係の帳簿書類がデータ保存可能に
- ・ 税務署長の届出、承認が不要に
- ・ 一定の条件でタイムスタンプが不要に
- ・ **不正行為に対しペナルティ有り**

- インボイス制度まとめ

- ・ 請求書や納品書に記載される明細事項が細かくなり、帳簿への転記や確認作業が膨大に
- ・ 請求書受領時に適格請求書発行事業者かどうかの確認が必要になる
- ・ **経理部の事務作業が一層煩雑に**

3部

電子帳簿保存法に対応した サービスってどんな状況？

セブンセンスR&D 株式会社代表取締役
中小企業DX推進研究会 会長

山口 高志



各社の状況

請求書関連システムポジショニングマップ

データ化精度

システム型（発行+受領）



- ◎ システム受領したものは精度100%
- × 紙原本の請求書は、受領後にスキャン・アップロードが必要

システム+フルBPO型



- ◎ 人力によるサポート多く 業務改善に最適
- × 他のツールより高単価

システム型（タイムスタンプのみ）



- ◎ 現在無料でお金をかけずに対応可能
- × 法対応のみで工数の削減はほぼなし

システム+一部BPO型



- × 精度70-80%のOCRのため、データ化後の目視確認が必要
- ◎ 受領～保管まで一気通貫

受領の
省力化

請求書受け取りツールの選定のポイント

① 法律対策VS業務改善

今回の電子帳簿保存法のフォーカスは「どこまでなのか」を明確にし、ツールの選定を行う。

② 各社の強みを適切に理解する

比較表においては、全く同じ機能があるように見えてもUI/UXや実際の使い心地はかなり異なることが多いです。自社の重要視するポイントとツールの強みが揃っていることが大事。

③ 今後のビジネスモデルの変革に注意

いまは無料でも、なんらかの契機により、商品の金額が変わることがあります。特に電子帳簿の保存期間は通常7年（最長10年）なので長期的に付き合えるツールの選定を行う。

インボイスポスト

インボイスポストとは - 概要

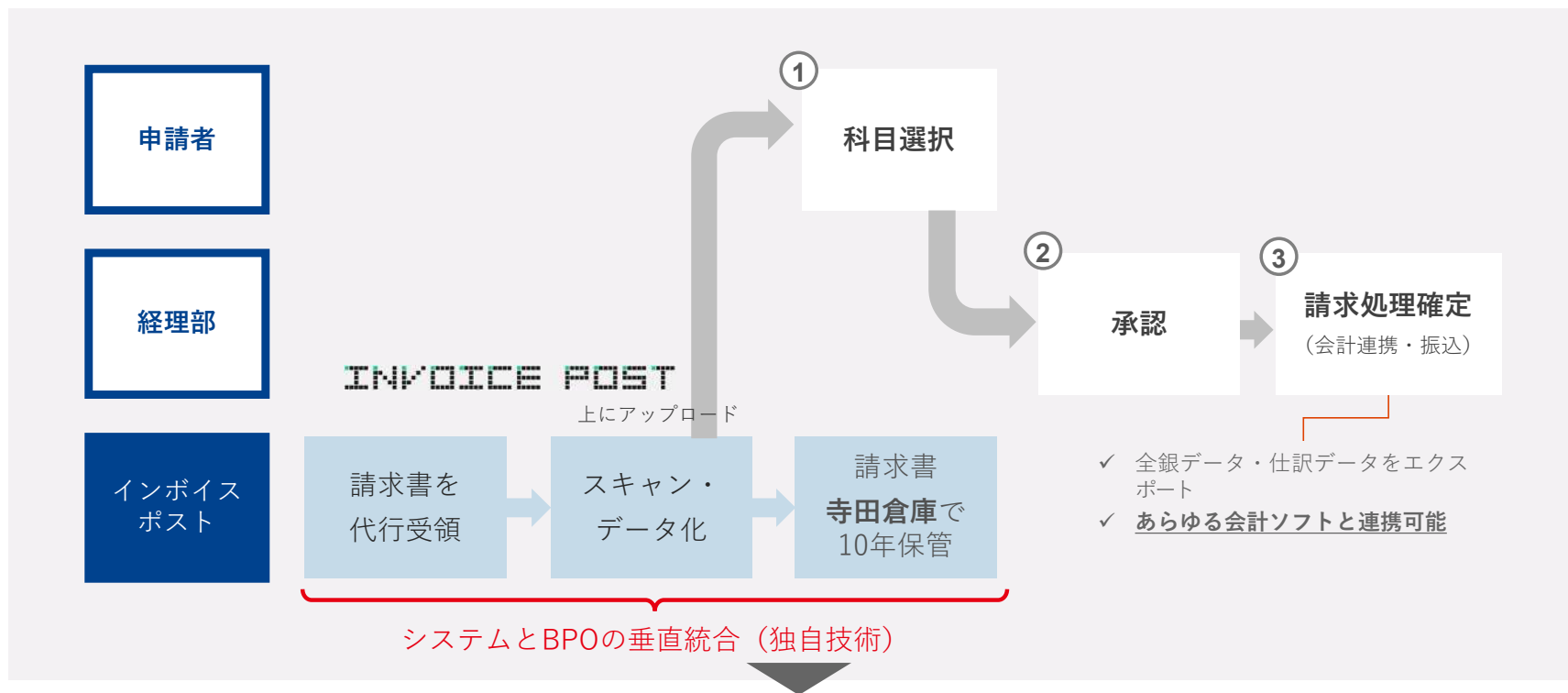
代行受領・データ化を含めた日本唯一のペーパーレス請求書精算。



請求書の受け取りのタイミングから、既にオンライン化・ペーパーレス化が可能。

インボイスポストとは - 業務フロー

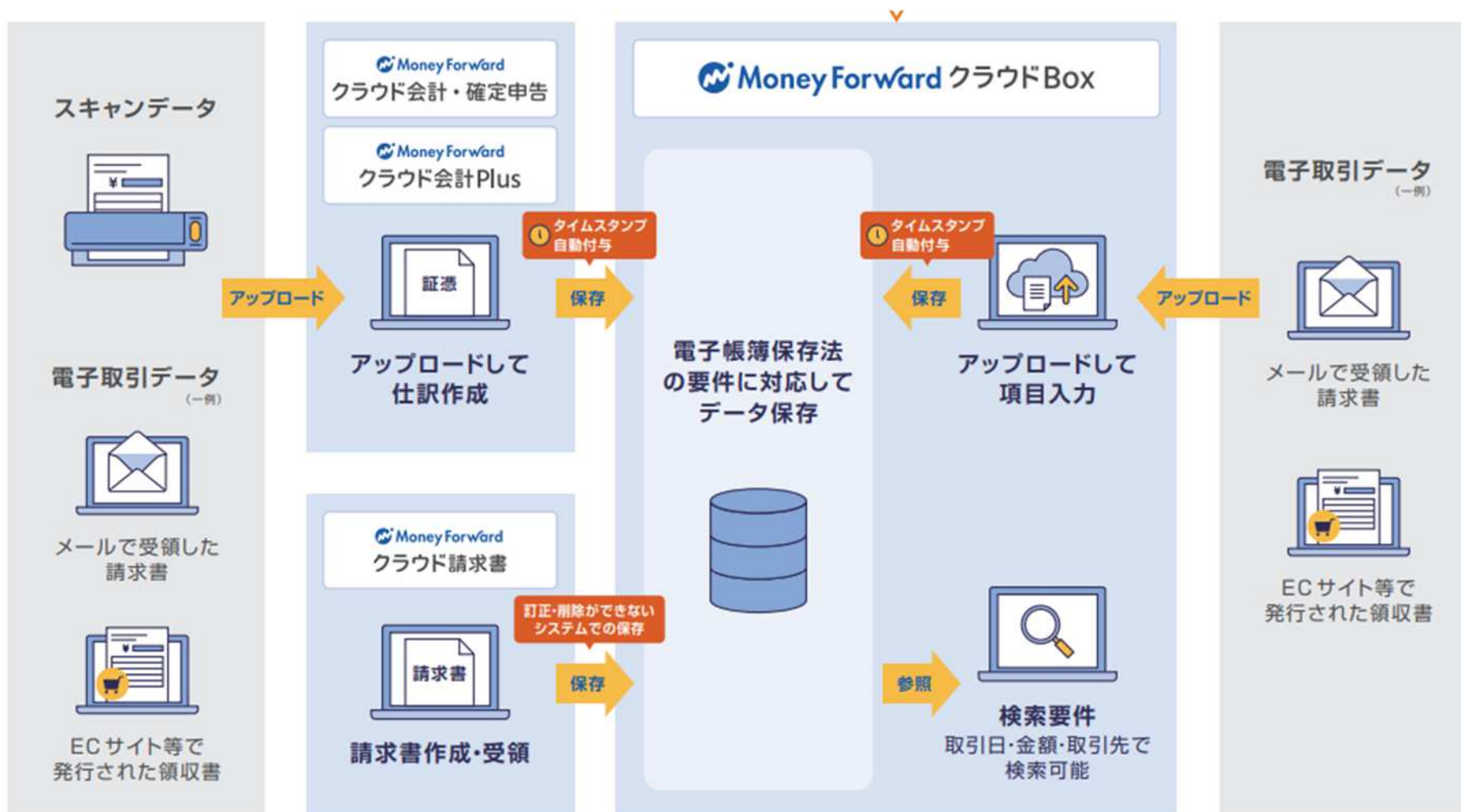
システムとBPOの垂直統合で **最高の業務フロー** を実現。



BPOとの垂直統合により、システム導入だけでは解決できない紙処理を一掃。

マネーフォワード クラウドBOX

マネーフォワードクラウドBOX



https://biz.moneyforward.com/mfc-partner/wp-content/uploads/electronic-books-maintenance-act_2022.pdf

4部

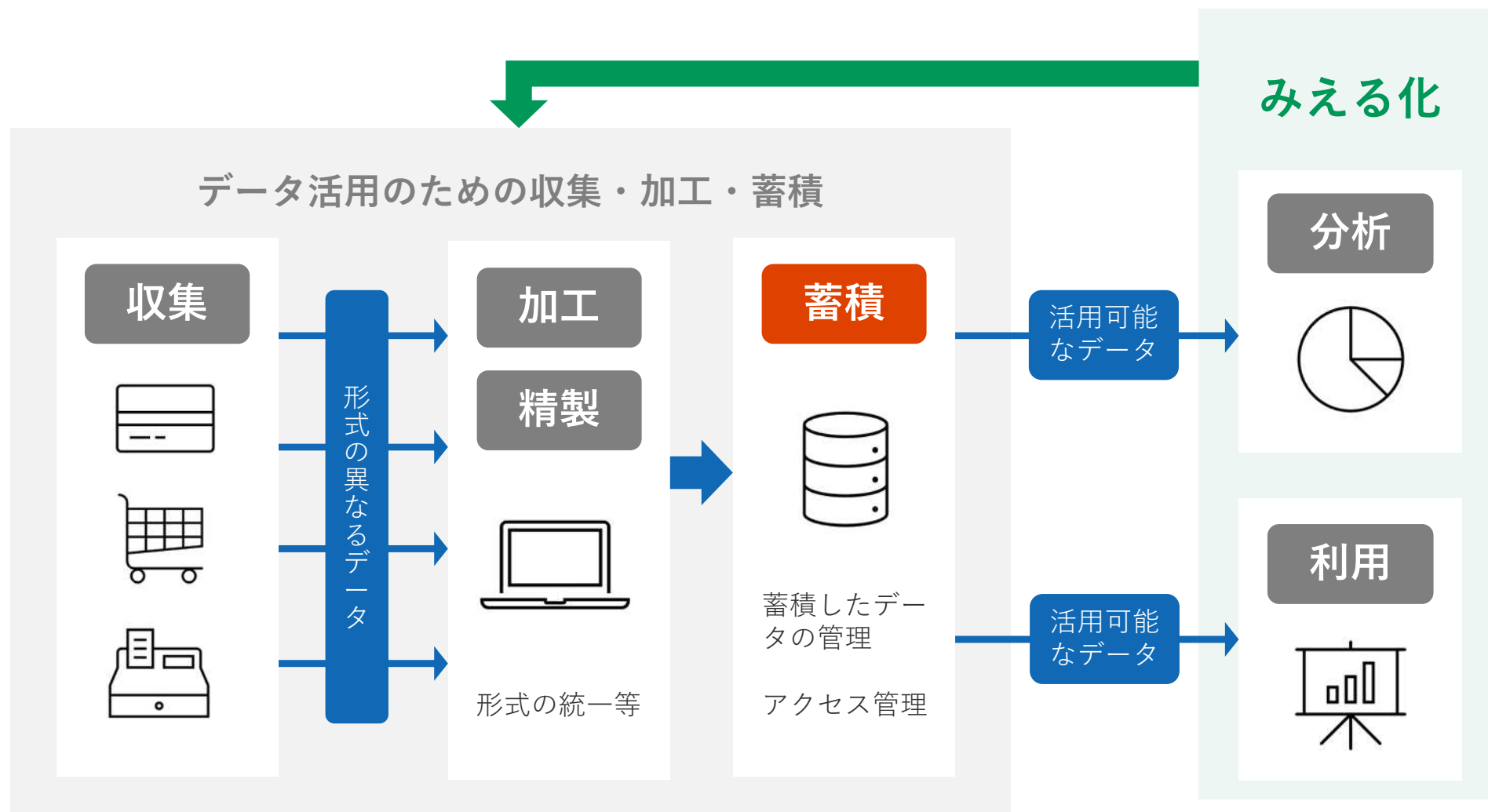
顧問先に電子帳簿保存法に 絡めて、DXツールを 簡単に導入する手法は？



セブセンスR&D 株式会社代表取締役
中小企業DX推進研究会 会長
山口 高志

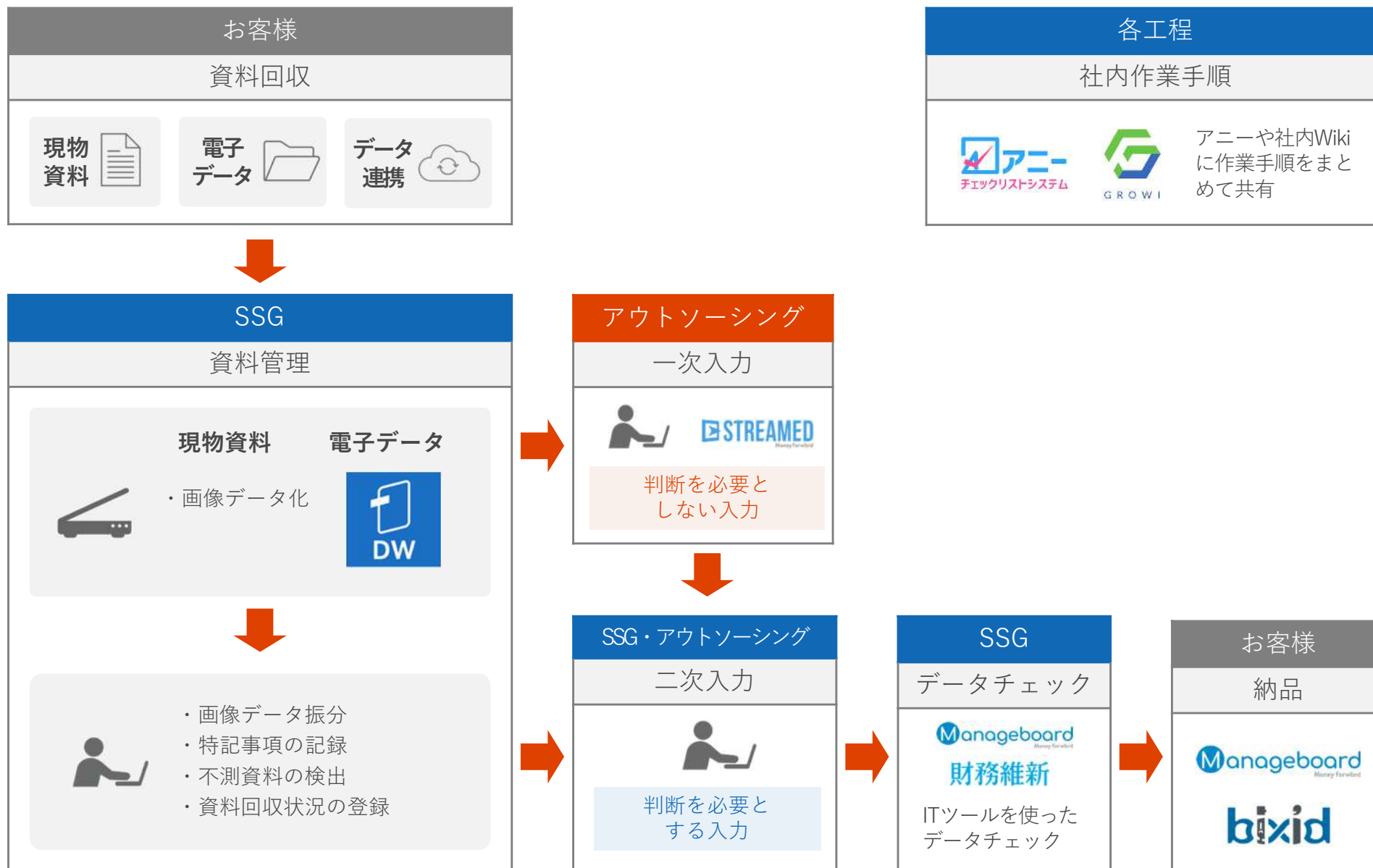
会計事務所のできる 顧問先のDX

DX型の会計事務所へ！



会計事務所の 所内のDX

製造部門の業務フロー



資料回収・資料管理



資料回収

データ連携

全部

ERPソフト等の導入促進により「回収」という概念を無くす
→「自計化」を「**自動化**」へ
※現時点ではハードルが高い

一部

「現金」「預金」「クレジットカード」など自動連携可能なもので活用



Money Forward クラウド会計

データ電子

クラウドストレージなどを活用した電子データ回収

資料現物

紙で回収する場合は、顧問先にも協力を求めるルールにする

資料回収（現物資料）

デジタルが苦手な顧問先にも
対応する必要がある



「何でも預かります」
「全部送ってください」
は終わりにする



| 会計事務所名 | | 会計事務所コード | | 顧問先コード | |
|----------------|-----|----------|--------------------|------------|------|
| 【STREAMED依頼】 | | | | | |
| ポケットNo. | 資料名 | 勘定科目 | STREAMED依頼 特記事項 | チェック ✓欄 | |
| No.1 現金 | | | | | No.1 |
| No.2 普通預金 | | | | | No.2 |
| No.3 総合振込一覧 | | | | | No.3 |
| | | | | | No.4 |

ドキュメントファイル（クリアフォルダー）を活用
・顧客に資料の「前さばき」に協力してもらう
・糊付け・ホチキス止めの廃止
→ 後工程の処理工数の削減

資料管理

スキャン

- **現物資料の電子データ化**
上流工程でDocuWorks化 **PSLのポイント**
※これ以降の工程は現物を扱わない

資料振分

- **回収資料の内容確認**
顧問先ごとの「資料リスト」にもとづき、不足資料や特記事項の検出
- **統一ルールにもとづく保管**
ファイル名、保管場所等、ルールを徹底する



業務振分

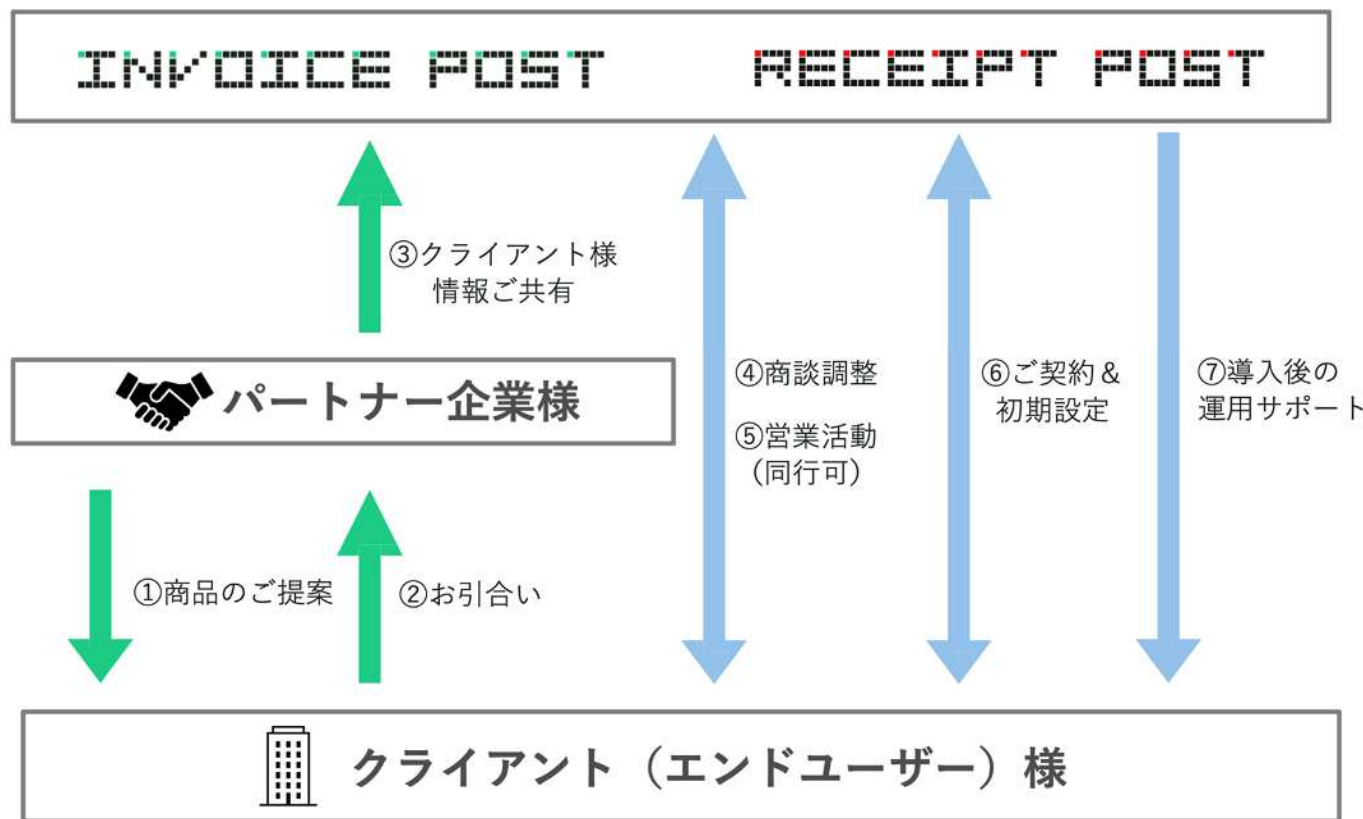
- **次に必要となる工程の判定**
アウトソーシング先に委託すべきか、社内処理により完結するかの判断

SaaSベンダーの 仕組みの活用

BearTail社のパートナープログラム

BEARTAIL★

パートナープログラムについて



会計事務所は**紹介するだけ**で、残りはSaaSベンダーが稼働

BearTail社のパートナープログラム



インセンティブについて

紹介手数料

商談成立1件あたり、**3万円**をお支払い
(ただし、対象企業は従業員30名以上のみ)

契約成立報酬 (案件成約報酬)

一括支払形態

- 基本利用料：初年度8ヵ月分
- 月末締めで翌月末に一括お支払い

分割支払形態

- 基本利用料：25%を最長36ヵ月または10%を契約終了まで
- 月末締めで翌月末に毎月お支払い

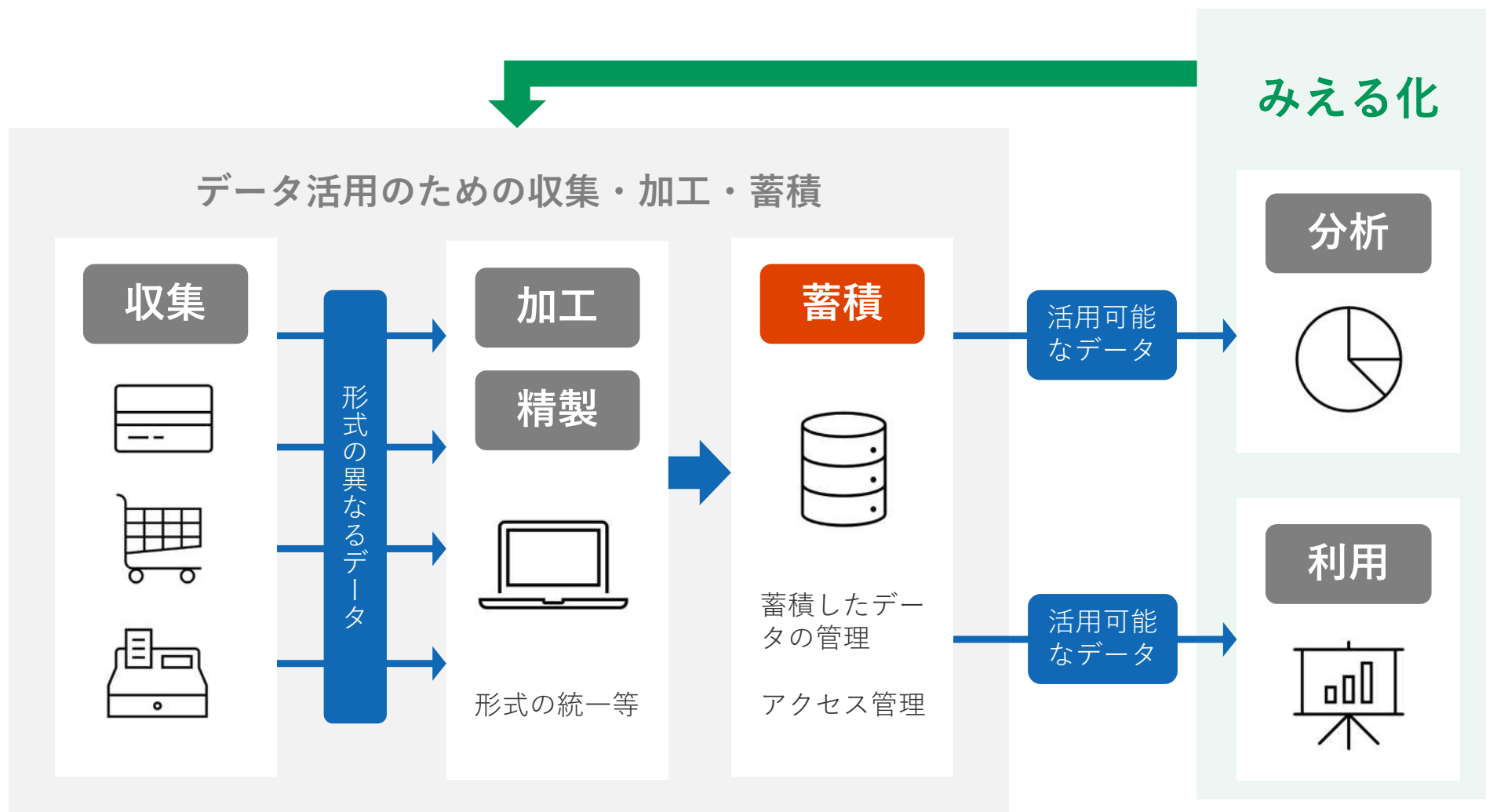
*1 手数料や各種条件は、当社の判断により任意の理由で追加・変更・削除することができるものとします。

*2 上記金額はすべて税別です。

インセンティブも高く、事務所の売上拡大のチャンス

会計事務所のDX推進

DX型の会計事務所へ！



SaaS事業 みえるクラウドシリーズ



リリース済



各従業員のパソコン作業の状況を作業ログから取得・保存。

10分から60分毎に1回程度PCの画面キャプチャを保存する機能によって**テレワーク中の業務記録(ログ)の取得や管理**を可能にするシステム



開発中



各従業員の業務のやりとりをチャットで行うことができるシステム。個人ごとのダイレクトチャットや案件、チームごとのグループチャットの作成ができる。

通常のチャットツールと違う点として**AI分析**により案件ごとの各メンバーのモチベーションや社内の繋がりが深いメンバーの見える化を行い、**テレワークによるコミュニケーション課題を早期発見**できる点がある。



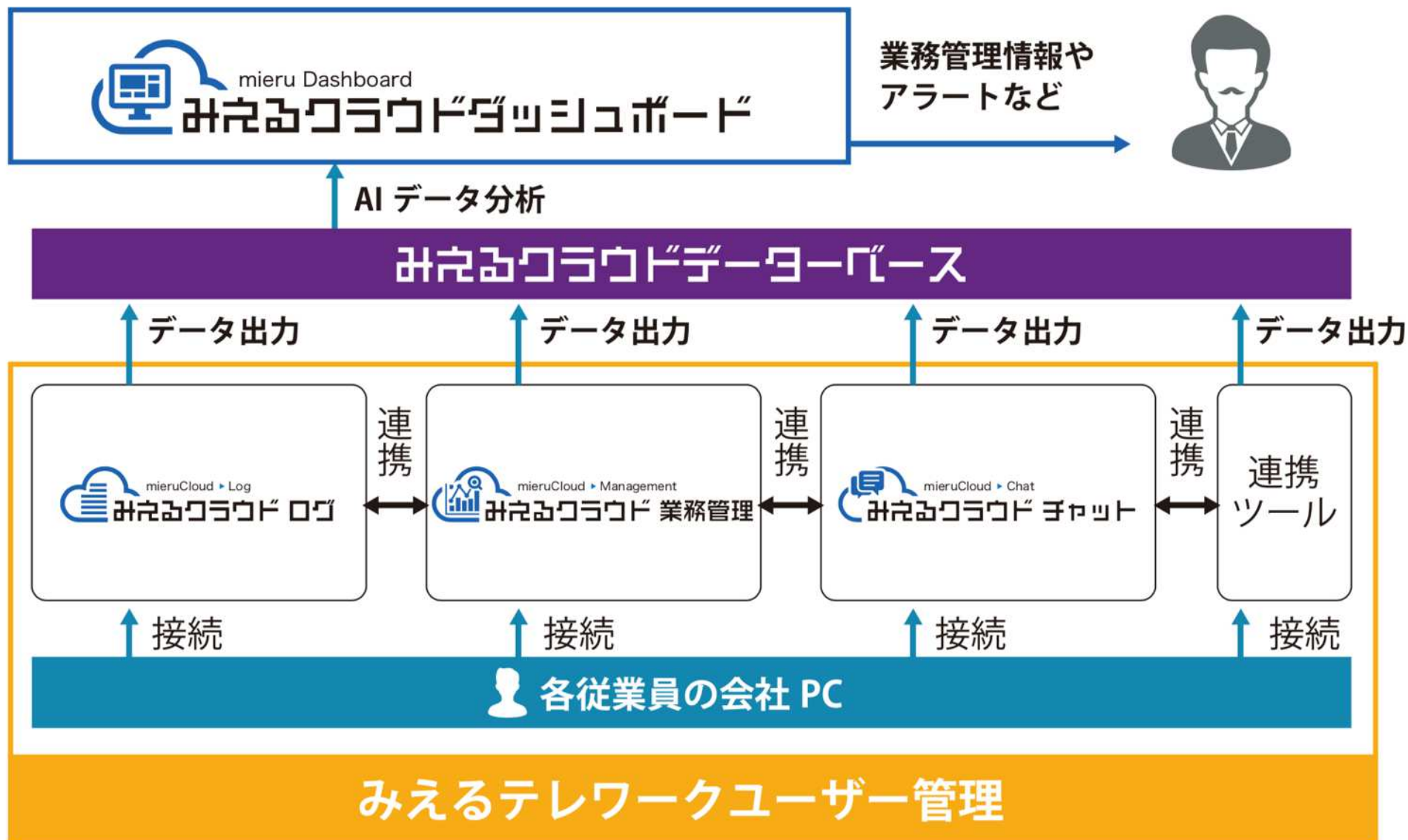
開発中

| | | |
|---------------|------------|--------------|
| お問い合わせ件数 6 | 契約件数 12 | 打ち合わせ件数 8 |
| スキャン件数 204 | 入力件数 86 | 決算承認件数 21 |

各案件の業務管理を行う統合データベース。

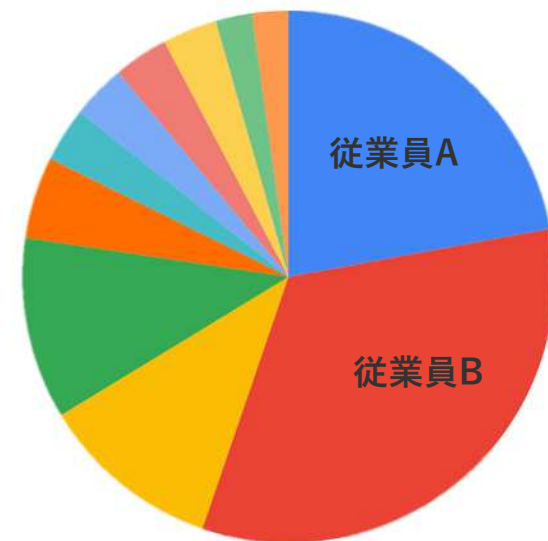
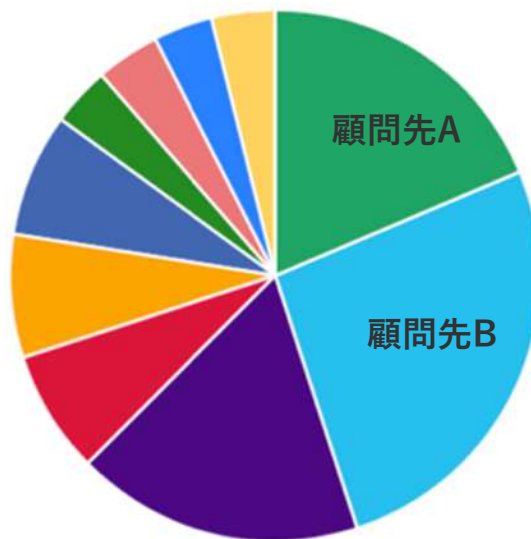
営業活動の進捗状況や業務進捗状況などを管理できるシステム。**テレワーク環境下での業務進捗の見える化**を可能にする。

みえるクラウドの目指す世界観



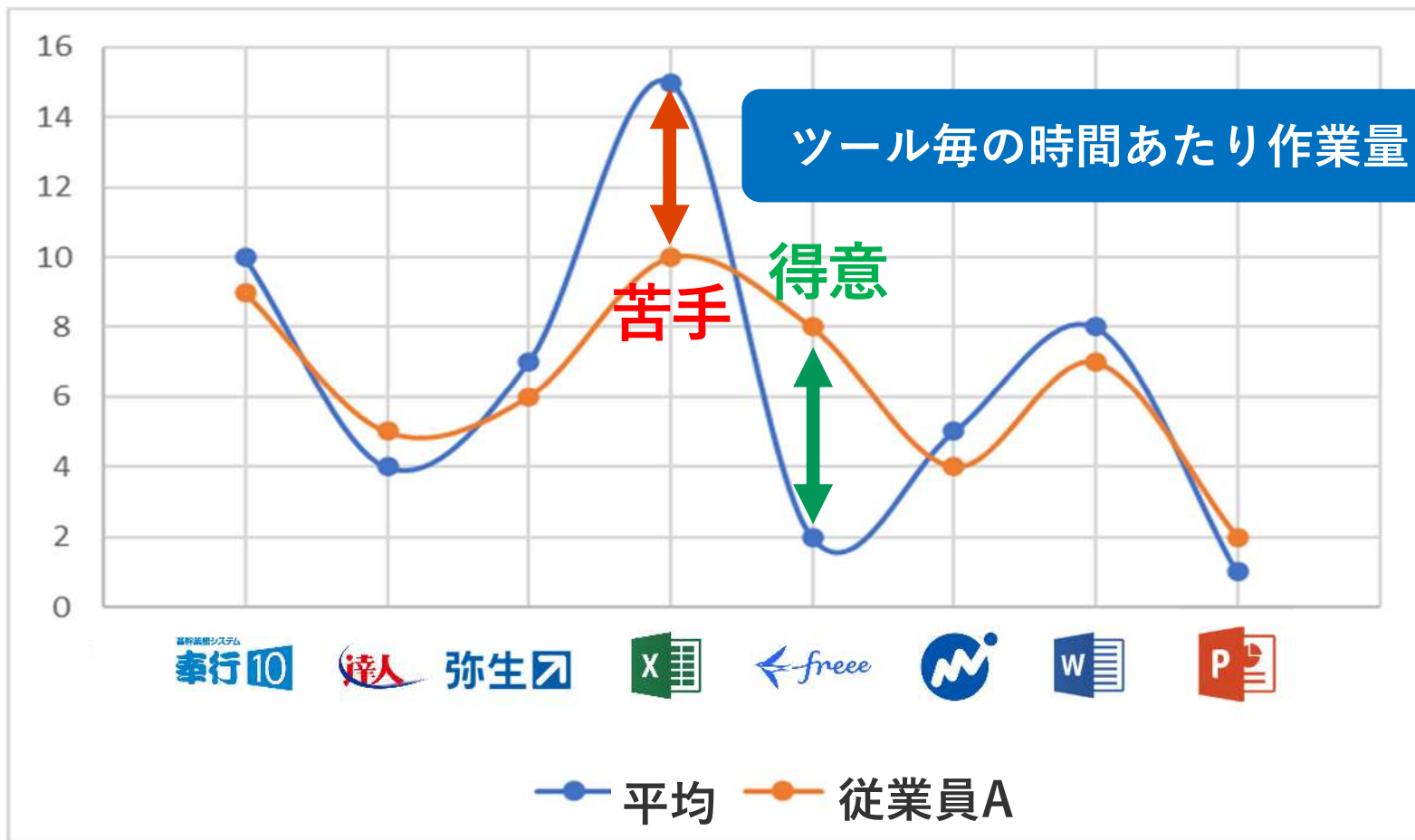
各顧問先毎の対応工数のみえる化

| 顧問先 | 合計稼働時間 |
|------|--------|
| 顧問先A | 72時間 |
| 顧問先B | 40時間 |
| 顧問先C | 100時間 |
| 顧問先D | 700時間 |



PCログの集計/分析を行うことで顧問先毎/従業員毎の
「対応工数のみえる化」 可能。

分析例:従業員Aのツール毎作業量分析



キーボード・マウス操作からツール毎の**作業量**と**作業時間**を算出できる。
各従業員の得意/苦手を特定し、**役割の最適化**を行う

最後に

セブンセンスグループがお手伝いできること

会計事務所母体の当社による会計事務所業界のサポート実績について

コンサルティング&BPO



会計事務所の支援実績
100事務所以上

- PSLコンサルティング
- 製販分離コンサルティング
- システムコンサルティング
- 資料スキャン・記帳・決算・給与計算代行業務

中小企業DX推進研究会



会計事務所の研究会会員
40事務所以上

- 会員間による会計事務所のDX化支援事例研究
- 各テーマ別のセミナー開催
- 各デジタルコンテンツの提供（動画等）
- 顧問先企業のDX化推進支援

SaaS事業



SaaS利用ユーザー
1,000以上

各従業員のパソコン作業の状況を作業ログから取得・保存。10分に1回程度PCの画面キャプチャを保存する機能によってテレワーク中の業務記録(ログ)の取得や管理を可能にするシステム